

令和2年度 第2回 宮崎地方最低賃金審議会 議事録（公開）

1 日時

令和2年7月29日（水）午前10時00分～10時55分

2 場所

宮崎合同庁舎 2階大会議室

3 出席者

公益代表委員	四方（欠席）、橋口、松岡、三島、森部
労働者代表委員	今村、蔵本、中川、西、野口
使用者代表委員	奥野、甲斐（欠席）、河野、野口、柳本
事務局	名田労働局長、鈴木労働基準部長、松澤賃金室長、吉田指導官

4 議事内容

【指導官】

ただ今より、第2回宮崎地方最低賃金審議会を開催いたします。

本日は、公益代表の四方委員、使用者代表の甲斐委員が欠席ですので、13名の委員出席となっております。

従いまして、最低賃金審議会令第5条の規程に基づき定足数を満たしておりますことをご報告申し上げます。

また、当審議会の開催について公示を行いましたところ、傍聴希望の申出がなかったことを、ご報告いたします。

報道機関の方のカメラ等の撮影は、本審議会公開要領に開始直前までとされていますので、撮影を終了していただくようお願いいたします。

なお、報道機関記者の審議会の傍聴は、傍聴者席で可能となっておりますので、「傍聴に当たっての遵守事項」を厳守のうえ、会議を傍聴されますようお願いいたします。

これからの議事については、松岡会長に進行をお願いしたいと思います。

ただ今より、第2回宮崎地方最低賃金審議会を開催いたします。

【松岡会長】

それでは始めたいと思います。

みなさんご承知のとおり、7月22日に、中央最低賃金審議会が地域別最低賃金改定の目安について答申を出しました。

この答申については本日の審議会です事務局から報告される予定ですが、今後の審議に当たっては目安答申を意識した議論をしていくことになると思いますので、委員の皆様もよろしくお願いいたします。

まず、それでは、「議題1 宮崎県最低賃金の改正決定に係る意見について」、について、最賃法第25条第5項で、最低賃金審議会は、最低賃金の改正決定等の調査審議を行う場合は、関係労働者及び関係使用者の意見を聴くこととなっています。

意見聴取結果について、事務局より説明をお願いします。

【指導官】

7月3日の第1回審議会における改正諮問の後、7月6日に、関係労働者及び関係使用者の意見聴取に関する公示を行いました。

7月22日付けで、宮崎県労働組合総連合から「2020年度宮崎県最低賃金額改定にあたっての意見」が提出されております。

意見内容は、資料番号1（審議会資料1ページ）のとおりです。各委員の皆様におきまして、ご確認をお願いいたします。

その他の労使団体からは、意見は出ておりません。

事務局からの説明は以上でございます。

【松岡会長】

事務局から説明がありましたが、少し長文ですので、時間を取りますので目を通していただければと思います。

（各委員、内容の確認）

ただ今の意見書について、何かご意見等ございませんか

（意見なし）

【松岡会長】

特にないようでしたら今回出されています意見書も踏まえ、宮崎県最低賃金専門部会での調査審議をお願いすることとしたいと思います。

次に、「議題2 運営小委員会報告について」です。

運営小委員会の森部座長からご報告をお願いします。

【森部委員】

運営小委員会は、7月3日に開催され、本年度の審議会運営をどうするかということについて検討致しました。内容については、資料2（審議会資料7ページ）のとおりです。

事務局から要旨説明をお願いします。

【賃金室長】

それでは「運営小委員会報告」について、ご説明させていただきます。

資料はお手元の1ページになります。

7月3日の第1回本審後に、公益代表として森部会長代理と松岡会長、労働者側代表として中川委員と蔵本委員、使用者側代表として河野委員と奥野委員、以上6名の委員に御出席いただきまして、令和2年度の最低賃金審議会の運営について検討していただきました。

以下5点のとおり確認されました。

1点目が、宮崎県最低賃金の改正については、宮崎県最低賃金専門部会において、労働経済の情勢等及び最低賃金法の趣旨を勘案して慎重に審議し、中央最低賃金審議会から提示された目安額が提示された後、これを参考として、10月1日発効を目指すこととするが、審議の都合上これがかな

わない場合においても早期の発効を目指し努力し審議を行うこと。

2点目は、産業別最低賃金の改正等の必要性の有無については、検討小委員会において検討することとし、改正決定（つまり金額改正）等についての諮問があった場合は、産業別最低賃金専門部会の結審は、年内発効を目指して努力するものとする。

3点目は、地域別及び産業別最低賃金の金額改正に係る専門部会の審議の運営については、最低賃金審議会令第6条第5項の規定を採用し、専門部会における専決をもって本審答申と同一の効力を有することとする。

なお、6条5項の適用は、専門部会において「全会一致」で決議した場合に限ることとし、専門部会での結審に当たって、労使いずれかの委員が「反対」の意思表示、または、本審開催の「申立て」を行った場合については、原則として3日以内に本審を開催し、審議のうえ採決する。

また、専門部会で専決を行った場合は、他の本審委員に關係資料を送付し、次回の審議会で報告すること。

4点目は、地域別及び産業別最低賃金における審議に際しては、「全会一致」の結審に至るよう努力するものとする。

最後5点目は、専門部会を含む審議会開催日の設定については、事務局において可能な限り早期に日程調整を行うように努めるとともに、各委員は事務局の行う日程調整に協力するよう努めるものとする。

以上でございます。

【松岡会長】

ただ今の運営小委員会報告について何かご意見はありませんか。

（意見無し）

【松岡会長】

ご意見がなければ、報告のとおりご承認いただけたものとしてよろしいですか。

（異議無し）

【松岡会長】

それでは、「議題3」に入ることにいたします。

7月22日、中央最低賃金審議会から、本年度の目安に関する答申が示されておりますので、その要旨について、事務局から報告をお願いします。

【指導官】

別途追加資料の1ページをお開き下さい。7月22日付けで答申がとりまとめられておりますので、答申文を読み上げさせていただきます。

令和2年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）

令和2年6月26日に諮問のあった令和2年度地域別最低賃金額改定の目安について、下記のとおり答申する。

1 令和2年度地域別最低賃金額改定の目安については、その金額に関し意見の一致をみるに至らなかった。

2 地方最低賃金審議会における審議に資するため、上記目安に関する公益委員見解（別紙1）及び中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告（別紙2）を地方最低賃金審議会に提示するものとする。

3 地方最低賃金審議会の審議の結果を重大な関心をもって見守ることとし、同審議会において、別紙1の2に示されている公益委員の見解を十分参酌され、自主性を発揮されることを強く期待するものである。

4 中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げしやすい環境整備の必要性については労使共通の認識であり、生産性向上の支援や官公需における対応を含めた取引条件の改善等に引き続き取り組むことを政府に対し強く要望する。

5 行政機関が民間企業に業務委託を行っている場合に、年度途中の最低賃金額改定によって当該業務委託先における最低賃金の履行確保に支障が生じることがないように、発注時における特段の配慮を要望する。

答申文に公益委員見解の別紙1の2（1）が引用されておりますので、朗読いたします。

2（1）目安小委員会は、今年度の目安審議に当たって、平成29年全員協議会報告の3（2）で合意された今後の目安審議の在り方を踏まえ、特に地方最低賃金審議会における自主性発揮が確保できるよう整備充実や取捨選択を行った資料を基にするとともに、最低賃金は経済を支える上でも、地域の労働者の生活と賃金、地域産業の持続性を支える上でも重要な役割を果たしていることを踏まえつつも、感染症による経済・雇用への厳しい影響がみられる中、雇用の維持と事業継続、労働者の生活・くらしを守ることを最優先課題として官民、労使を挙げて尽力している状況について特段の配慮をした上で、諸般の事情を総合的に勘案して審議を行ってきた。

今年度の公益委員見解を取りまとめるに当たっては、

感染症の影響下の厳しい中であっても、賃金引上げが可能な企業は、賃上げに前向きに取り組むことを通じ、可処分所得の継続的拡大と将来の安心の確保を図り、さらに消費の拡大につなげるという経済の好循環を継続・拡大させることや、非正規雇用労働者の処遇改善が社会的に求められていることに応じていくことが望ましいこと、

他方、感染症により経営状況が急激に悪化した企業が少なからず生じ、政府の支援策も活用しながら、労働時間の削減や労働者に休業をさせる等により雇用維持の努力をしている状況において、最低賃金引上げが雇用調整の契機とされることは避ける必要があること、

雇用情勢については、令和元年の有効求人倍率は全ての都道府県で1倍を超え令和元年の雇用量も増加傾向にあるものの、足下では、休業者数がリーマンショック時のピークを大幅に超える水準まで急増し、有効求人倍率の低下や失業率の上昇が見られるなど、感染症が雇用に与える影響を注視する必要があること、

賃金改定状況調査結果第4表の賃金上昇率や春季賃上げ妥結状況等における賃金上昇率など賃金に関する指標は引き続きプラスの水準を示しているが、前年より上げ幅は縮小していること、加えて名目GDP成長率も大幅に下落していること、

令和元年の雇用・経済に関する指標は感染症の影響が生じる前のものであり、直近のこれらの指標についても、各企業の労使の努力に加え、雇用維持と事業継続を支援するための経済対策による下支え効果が含まれていることなどから、目安の参考とするには慎重な検討を要すること、

世界的に感染状況が拡大している中、日本においても緊急事態宣言解除後に再び新規感染者数の増加が見られるとともに、感染症による経済・雇用等への影響は地域・産業ごとに違いが見られるが、相当に広範囲に及んでおり、今後の感染症の動向や経済・雇用への影響が予断を許さない状況であること

等、様々な要素を総合的に勘案し、検討を行ったところである。

目安小委員会の公益委員としては、中央最低賃金審議会が地方最低賃金審議会の審議の結果を重大な関心をもって見守ることを要望する。

公益委員見解の(2)から(4)については朗読を省略させていただきます。

更にめくっていただきますと、別途追加資料の5ページの別紙2が7月22日付けの「中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告」となっており、この中に、労働者側見解、使用者側見解が盛り込まれております。

以上です。

【松岡会長】

ただいま、中央最低賃金審議会の目安に関する公益委員見解の要旨について説明がなされたところです。

具体的な審議は、専門部会でお願いしたいと思いますが、ただいまの事務局からの報告について、ご意見・ご質問などありましたらお願いします。

(質問、意見無し)

【松岡会長】

次に、「議題4の専門部会委員の選任について」ですが、事務局からの説明をお願いします。

【賃金室長】

地域別最低賃金の専門部会委員の任命についてご説明いたします。

7月3日の第1回本審で、地域別最低賃金専門部会を設置することが確認されましたので、7月9日に、専門部会委員の候補者の推薦について公示を行い、労働者団体及び使用者団体からそれぞれ候補者の推薦をいただきました。

その結果、

公益代表委員として、橋口委員、森部会長代理、松岡会長

労働者代表委員として、蔵本委員、中川委員、野口委員

使用者代表委員として、奥野委員、甲斐委員、河野委員

の9名の方を本日(7月29日)付けで専門部会委員に任命いたしました。

委員名簿は資料9ページにつけております。

本日の本審のあとに、第1回専門部会を開催する予定です。

以上です。

【松岡会長】

ただ今の事務局説明について何かご質問がありますでしょうか。

(質問、意見無し)

【松岡会長】

ないということですので、引き続いて、「議題5」に移ります。

事務局から「令和2年賃金改定状況調査結果等について」に関する資料説明をお願いします。

【賃金室長】

お手元の審議会資料の49ページから改定状況調査の結果ですが、本日配付の資料についても併せて説明させていただきます。

21ページをお開きください。

関係労使の意見聴取公示に対しては、宮崎県労働組合総連合からの意見が提出されたことの説明がありましたが、これとは別に、当審議会あてに、宮崎県弁護士会が令和2年7月6日に議決した「低賃金労働者の生活を支え、地域経済を活性化させるために最低賃金額の引上げと中小企業支援強化並びに全国一律最低賃金制度の実施を求める会長声明」が送付されてきておりますので、ご確認ください。

25ページからは、7月22日の内閣府の月例経済報告でございます。「景気は、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況にあるが、このところ持ち直しの動きがみられる。」とされており、「先行きについては、感染拡大の防止策を講じつつ、社会経済活動のレベルを段階的に引き上げていくなかで、各種政策の効果もあって、持ち直しの動きが続くことが期待されるが、感染症が内外経済に与える影響に十分注視する必要がある。」とされております。

35ページをお開きください。

第1回本審と同じ資料になりますが、6月30日に当局職業安定課が発表した5月の雇用失業情勢です。有効求人倍率は1.12倍で、前月より0.08ポイント低下しています。59か月連続で1倍台を維持しておりますが、1.12倍は2016年2月(平成28年2月)と同じ倍率で、4年3か月ぶりの水準となっております。今般の求人倍率の低下は、求職者数の増加よりも求人数の大幅減を反映したものととなっておりますが、新規求人の減少の要因としては、4月・5月に新型コロナウイルス感染症の影響により、求人更新等を差し控える動きがあったことがあげられます。

これらの状況から、「雇用失業情勢は、求人が求職を上回って推移しているが、求人が減少しており、新型コロナウイルス感染症が雇用に与える影響に十分注意する必要がある。」と判断しております。

少しめくっていただきまして、41ページをご覧ください。

全国の有効求人倍率を高いほうから並べたものです。

宮崎は全国平均値の1.20からやや低い1.12となっております。

九州の8県の中では、4番目に高くなっています。

45ページをご覧ください。

宮崎県の求人募集賃金等を職業別に示した資料です。

常用パートの求人募集賃金の下限平均額は1,026円となっております。

職業別ではC事務的職業の30 運輸・郵便事業の職業とH生産工程の職業の57 機械組み立ての職業で、宮崎県の最低賃金790円の募集となっております。

47ページからは中央最低賃金審議会の第2回目安小委員会の資料です。

49ページからが議題の賃金改定状況調査結果となっております。

令和2年賃金改定状況調査の概要です。賃金改定率は本年1月から6月までを調査しました。調査の対象となった要件等が記載されております。

54ページからが「第4表」賃金上昇率の結果となります。

宮崎が含まれるDランクでは、令和元年6月の賃金が1時間当たり1,230円、2年6月が同じく1,241円と、賃金上昇率は昨年1.9%から0.9%に減少しています。上昇率はサービス業(他に分類されないもの)が1.7%で最も高くなっています。

次の55ページは一般・パート別の「第4表」です。Dランク一般労働者の上昇率はサービス業（他に分類されないもの）が高くなっていますが、昨年上昇率が一番高かった宿泊業・飲食サービス業では-0.6%と賃金が下がっています。逆にパートの宿泊業・飲食サービス業では2.4%と賃金が上がっています。

59ページからは生活保護と最低賃金との比較に関するものです。これについては後ほど、専門部会で詳しく説明します。この場におきましては、宮崎においても、生活保護水準と最低賃金との比較では、今年度も乖離が生じていないことが確認されていることをお伝えしておきます。

63ページは、地域別最低賃金の未満率・影響率の推移です。

なお、未満率、影響率の定義は、表の枠外、注2、注3に記載されているとおり、未満率は改正前に、最低賃金を下回っている労働者の割合のこと、影響率は改正後に、改正後の最低賃金を下回ることとなる労働者の割合のことです。

宮崎が含まれるDランクは、「未満率は1.2%」で、昨年度（1.4%）より0.2%下がりました。「影響率」も13.3%から11.6%に下がっております。

64ページは、地域別最低賃金の都道府県別の未満率と影響率の一覧です。資料出所は、「令和元年最低賃金に関する基礎調査」で、事業所規模30人未満（製造業等は100人未満）を調査対象としています。宮崎は未満率が2.1%、影響率が16.5%となっており、どちらも全国平均を上回っております。

67ページ以降は、全国の「時間当たりの賃金分布」に関するグラフです。

ランク別、都道府県別に、令和元年賃金構造基本統計調査結果を元に作成されております。宮崎県の「一般労働者・短時間労働者計」の賃金分布は、80ページ左下に掲載されています。令和元年当時の最低賃金額（762円）よりも800円で就労する労働者が一番多くなっています。

めくっていただき、93ページ左下に「一般労働者」のみを対象にした結果があります。この棒グラフ・分布を見ると、当時の最低賃金額で就労する一般労働者が一定数いることがわかります。この特徴は他の県にも見受けられます。

めくっていただき、106ページ左下は「短時間労働者」の棒グラフ・分布です。宮崎では労働者の数は、最低賃金額よりも若干高い賃金額で就労する労働者のほうが多くいることがわかります。

107ページ以降は最新の経済指標の動向です。説明は省略いたします。

155ページからは新型コロナウイルス感染症関係資料で、感染症の発生状況、経済・雇用指標、政府の対策と実施状況の構成となっております。

185ページに全国の主な支援策の実施状況が記載されています。

193ページをご覧ください。

雇用調整助成金については、6月26日までの累計で支給申請件数281,466件に対し179,452件が支給決定され、累計の支給決定額は1362億5100万円となっております。また、6月29日時点での持続化給付金の支給状況は、約212万件に対し、約2兆7900億円が給付済みとなっております。

195ページは第1回の目安小委員会においての委員からの要望に応じて提出された資料です。

196ページは高卒初任給の推移です。大手企業の初任給で、ようやく17万円を超えています。

次の197ページは地域別最低賃金の最高額と最低額の格差の推移です。令和元年度の格差は、現在最高額の東京と宮崎を含む最低額グループで223円、78.0%の格差となっております。

198ページは公共職業安定所で受理した求人票の時給の平均額です。

次の199ページは同じく求人票の時給下限額です。どちらも宮崎は最下位ではありません。

200ページは総務省の「消費者物価指数」の前年同月比の推移を表にしたものです。指数は「持

家の帰属家賃を除く総合」を用いています。新型コロナの影響を受け国民のお金回りが悪くなった4月5月に0.1%・0.0%と下落しましたが、手書きで追加記入した最新の6月の指数は0.1%と少しだけ上昇しております。

201 ページは総務省の「家計調査報告」における消費税率引上げ前後における消費支出の推移です。段階的に4回消費税率が引上げられた前後における消費支出の状況が比較されています。駆け込み需要と反動減については同様の傾向ですが、2019年10月の消費税率10%（折線グラフ太い実線）引上げ後の他との大きな違いは、新型コロナの影響です。201 ページの折れ線グラフには1月までの表記になっているので、別紙として「家計調査報告」2020年5月分を別途追加配布資料の11ページに添付しております。図2のとおり今年5月には消費支出が2015年比で86.8%まで落ち込んでいます。

203 ページは中小企業の生産性向上等に係る支援策と中小企業の生産性向上に係る補助金・助成金の令和元年度実績です。

204 ページは、勤労者世帯における収支の対前年同月実質増減率になります。先程説明しました201 ページの総務省の「家計調査報告」における消費税率引上げ前後における消費支出との違いは、201 ページが農林漁家世帯を除く二人以上の世帯の総数であるのに対し、204 ページは勤労者世帯のみの数値になっています。令和2年の状況は、対前年で実収入は増えていますが、消費支出が落ち込んでいます。

205 ページは春季賃上げの妥結状況です。経団連集計では賃上げ率は加重平均で中小1.72%、大手2.17%、一方連合集計では99人以下2.17%、1000人以上2.08%などとなっています。

206 ページは、従業者規模別にみた休業者の動向です。今年4月に激増し5月に少し減少しています。

211 ページは、7月3日現在集計分の新型コロナウイルス感染症に起因する雇用への影響に関する情報です。最新版の7月17日現在集計分を別途追加資料の9ページに配布しております。宮崎における「雇用調整の可能性がある事業所数」は968件で、「解雇等見込み労働者数」は439人となっています。

213 ページからは中央最低賃金審議会の第3回目安小委員会の資料です。第2回の目安小委員会においての委員からの要望に応じて提出された資料が配布されています。

216 ページは、労務費等の価格転嫁に関し、下請中小企業振興法第3条に規定する振興基準の遵守等、発注者側たる大企業と受注者側たる中小企業の協議を促進する等のため、内閣府及び中小企業庁が中心となって「未来を拓くパートナーシップ構築推進会議」が開催されていること、218 ページからは、パートナーシップの現状と課題、227 ページからは、下請Gメンによる下請取引の実態把握状況等の資料となっています。

宮崎県内の最新の経済指標の動向について、前回7月3日の第1回本審以降、日銀宮崎事務所・宮崎財務事務所・宮崎県統計調査課からの発表がございません。

以上で資料説明といたします。

【松岡会長】

ただいまの資料の説明に関して質問、意見等のある方は、お願いします。

（質問、意見無し）

【松岡会長】

特にないようですので、次に「議題6 産業別最低賃金の改正の必要性の有無の諮問及び検討小委員会の設置について」審議に入りたいと思います。

まず、産業別最低賃金の改正の申出書に関する資格要件の審査結果について事務局から説明をお願いします。

【賃金室長】

令和2年度産業別最低賃金改正申出に関する要件審査結果について報告いたします。

資料は11ページからとなります。

日本労働組合総連合会宮崎県連合会から、令和2年7月9日付けで、現行の4業種について、特定（産業別）最低賃金の金額改正の申出がありました。

申出の要件としては、産別最賃の適用労働者の概ね1/3以上の労働者の合意が必要となっており、審査の結果は13ページに取りまとめたとおりです。

まず、「自動車(新車)小売業最低賃金」につきましては、自動車総連宮崎地方協議会販売部門連絡会の今村議長から申出がありまして、審査しましたところ適用労働者数2,830人に対して合意のあった労働者数が1,136人、比率は40.1%で、概ね3分の1以上の合意による申出がされております。

「電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金」につきましては、全日本電機・電子・情報関連産業労働組合連合会宮崎地域懇談会の秋山代表から申出がありました。

審査しましたところ適用労働者数8,080人に対して、合意のあった労働者数が2,946人、比率は36.5%で、概ね3分の1以上の合意による申出であると判断しました。

「各種商品小売業最低賃金」につきましては、宮崎県小売産業別最賃労組連絡会の西代表幹事から申出がありました。

審査しましたところ、適用労働者数4,810人に対して合意のあった労働者数が1,548人、比率は32.2%で、概ね3分の1以上の合意による申出がされております。

「宮崎県部分肉・冷凍肉、肉加工品、処理牛乳・乳飲料、乳製品製造業最低賃金」につきましては、日本食品関連産業労働組合連合会宮崎地区協議会鬼束議長から申出がありました。

審査しましたところ、適用労働者数2,800人に対して、合意のあった労働者数が1,363人、比率は48.7%で、概ね3分の1以上の合意による申出がされております。

以上のとおり、令和2年度特定（産業別）最低賃金の改正申出に関する要件につきましては、4業種とも適正でありましたことを報告いたします。

【松岡会長】

ただ今の説明について何か質問のある方はお願いします。

（質問無し）

【松岡会長】

特にないようですので、産業別最低賃金について改正申出の要件が適正だったということですので、労働局長から改正の必要性の有無について諮問をお受けしたいと思います。

【労働局長】

宮崎県特定（産業別）最低賃金の改正決定の必要性の有無について

令和2年7月9日付けをもって申出代表者 日本労働組合総連合会宮崎県連合会 中川育江会長から、最低賃金法(昭和34年法律第137号)第15条第1項の規定に基づき、下記のとおり改正決定に関する申出があったので、同法第21条の規定により、その必要性の有無について貴会の意見を求めます。

よろしく申し上げます。

【松岡会長】

諮問文については、皆様のお手元に写しが配付されたでしょうか。

産業別最低賃金の改正の必要性の有無につきましては、後日、検討小委員会の場で審議することになりますが、まず、この検討小委員会の構成について、従来の慣例等について事務局より説明願います。

【賃金室長】

産業別最低賃金につきましては、中央最低賃金審議会の答申に基づき、金額改正決定の申し出を受理した場合には、金額審議に先立ち、必ず「改正の必要性」について審議会の意見を求めることとされております。

宮崎地方最低賃金審議会におきましては、「検討小委員会」を設けて「改正の必要性」について審議していただいているところです。

宮崎地方最低賃金審議会運営規程第3条では「会長は審議会の議決により特定の事案について、事実の調査をし、又は、細目にわたる審議を行うため、委員を指名して小委員会を設けることができる。」と規定されており、この規定に基づき検討小委員会が設置されてきました。

委員の構成は、これまでは、公・労・使各側3名の委員で構成されています。

座長及び座長代理は、公益委員から選出し、取りまとめをお願いしています。

また、検討小委員会は全会一致を原則としており、これまで採決を行ったことはございません。

以上が従来からの、検討小委員会の目的、委員の構成及び運営方法でございます。

【松岡会長】

検討小委員会について事務局より説明がありましたが、この場で検討小委員会の各側3名の委員の選出をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

(異議無し)

【松岡会長】

それでは、公益代表委員については、四方委員、橋口委員、森部委員、の3人をお願いします。

労・使各側から委員の推薦をお願いします。

労側いかがですか。

【中川委員】

労働者側からは、今村委員、蔵本委員、中川をお願いします。

【松岡会長】

それでは、使側いかがですか。

【河野委員】

奥野委員、甲斐委員、私河野でお願いします。

【松岡会長】

それでは、検討小委員会は、

公益側が、四方委員、橋口委員、森部委員

労働者側が、今村委員、蔵本委員、中川委員

使用者側が、奥野委員、甲斐委員、河野委員

以上の9名の委員をお願いします。

次に、検討小委員会の日程について、事務局よりお考えがおりということで、お願いします。

【賃金室長】

検討小委員会の開催につきましては、先日、事務局の方で日程調整をさせていただきました。

第1回を8月17日(月)午前10時から

第2回を8月18日(火)午前10時から

に予定しておりますので、検討小委員会の委員の皆様はよろしくお願いたします。

【松岡会長】

では、委員の皆様、いま説明のあった日程でよろしくお願いたします。

(一同了承)

【松岡会長】

これで予定された議題は終了しましたが、他に何かありませんか。

他にないようでしたら、本日の会議はこれで終わります。

本日の議事録については、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれ、個人や団体の権利利益が侵害されるおそれ、率直な意見の交換や意思決定の中立性が損なわれるおそれはないと判断されますので、宮崎地方最低賃金審議会運営規程第7条第2項の規定により公開したいと思いますが、ご異議はございませんか。

(異議無し)

【松岡会長】

では、議事録は公開ということにいたします。

なお、本日の議事録の署名は、野口委員と奥野委員にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(二名了承)

【松岡会長】

それでは以上をもちまして、令和元年度第2回宮崎地方最低賃金審議会を終了したいと思

います。
お疲れ様でした。

会 長

労働者側代表委員

使用者側代表委員
